

平成 18 年度 第 4 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 6 月 29 日 (木) 14:00 ~ 15:30

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員

(政府) 中馬大臣、山谷大臣政務官

(事務局) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、熊埜御堂参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、萬谷企画官、徳山企画官、堀内企画官、佐藤企画官

4 . 議事次第

(1) 中間答申案文審議

(2) その他

5 . 議事録

宮内議長 それでは、定刻でございますので、平成 18 年度第 4 回の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。本日の会議には、13 名の委員・専門委員の御出席をいただく予定でございます。

また、中馬大臣、山谷大臣政務官がおいでになりますが、少し遅れてこられるということでございます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、早速でございますが、審議に入ります。本日も、前回に引き続いて答申の案文について御審議をいただきます。各省との調整状況や残された論点につきまして、各責任担当委員より御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

なお、本日の資料及び審議内容につきましても、前回同様、政府内部における検討に関する情報ということで、答申決定までの間は非公表ということで、よろしく願い申し上げます。

いつものように、御説明は資料の順番に沿いまして 1 分野 5 ~ 6 分程度でお願い申し上げます。金融部分につきましては、神田委員が御欠席でございますので、事務局より御説明をいただきます。この後、御担当の萬谷企画官が別の会議に出なければならないということでございますので、本日は順番を変えまして、まずは金融からお願いいたしまして、放送・通信、教育、保育、外国人、基本ルールという順番でやらせていただきたいと思います。

それでは、金融につきまして萬谷企画官からお願いいたします。

萬谷企画官 それでは、順番が先になって恐縮ですけれども、金融分野につきまして事務局から御説明申し上げます。

金融分野につきましては、ルールの明確化、監視機能の見直しという2つの柱から成っておりますけれども、前回の会議以降、ルールの明確化につきましては総務省、監視機能の見直しにつきましては金融庁証券取引等監視委員会の感触を踏まえまして、神田委員に御相談しながら修文を加えております。

以下、主な修正部分につきまして御説明申し上げます。

まず、ルールの明確化につきましては、現行の閣議決定の適用対象が行政処分に係るものに限定されておりますけれども、例えば、これを告発されるか否か、課徴金が適用されるか否かといった行政権限の行使にまで手続の対象を拡充すべく、閣議決定を改正すべきと考えてきたところでございます。

一方、制度官庁である総務省といたしましても、手続が十分に利用されていないということには問題意識を持っておりまして、ただ、実際に民間事業者にこういったニーズがあるのかを調べた上で、幅広い見地から制度全体の在り方を検討したいということでございます。

ただ、民間事業者のニーズを十分に踏まえないまま、いきなり閣議決定改正と書くことはどうかということもありましたので、現在の案におきましては、閣議決定改正も含めた、いわゆる「『日本版ノーアクションレター制度』の在り方について検討」としてしておりまして、その上で問題意識の中で当方の意識を書き込むということで総務省と了解に達しております。

今後、直ちに総務省に検討を開始してもらうこととなります。その際、こちらの問題意識も十分に踏まえた形で検討を進めてもらう必要がありますので、鈴木議長代理や大橋専門委員のお力も借りながら、総務省と連携していきたいと考えております。

次に、監視機能の見直しでございますけれども、こちらの考え方といたしましては、細かいルール違反についても厳しく取り締まる仕組みが必要だということで、課徴金の適用をどんどん行うなど、まずは執行面で実績をつくるべきということです。すなわち、これまでの年数件の適用ではなくて、100件単位での取組強化を目指すべきで、何らかの数値目標も必要ではないかということでやってきたところでございます。

これに対して、金融庁証券取引等監視委員会におきましては、数値目標については難しいという感触ですが、まず、委員会の体制・機能強化が必要というスタンスでございます。

一応、現在の案文におきましては、具体的施策の中で、委員会が行う勧告・告発、課徴金制度の適用につきまして、目に見える形で強化すべきとしておりまして、また、問題意識の中で、具体的な数値を掲げて取り組むことも考えられるとしております。

ただ、まだ十分に意見交換ができておりませんので、今後、引き続き、この案文をベースに、より具体的な仕組みについて調整していきたいと考えております。

今の状況につきましては、以上でありまして、ルールの明確化につきましては総務省以外の各省との調整、監視機能の見直しにつきましては金融庁等とのさらなる調整を引き続き行いまして、次回の会議までに最終的な案文を固めたいと考えております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、放送・通信です。鈴木議長代理、お願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、放送・通信について御説明いたします。

かねがね言っておりましたが、放送・通信分野につきましては、この会議のほかにさまざまところで検討・議論が行われておりました。中でも重要なのは、総務大臣主催の懇談会と、自民党の通信・放送産業高度化小委員会の2つでありました。まず、総務省の懇談会につきましては、前回、御報告申し上げたとおりに、今月5日に松原座長ほか総務省の関係者との公開討論を行い、問題意識や具体的な提案についても共通点がかなり多いということを確認したところであります。翌日の6日には、当方の意見を更に一部取り入れた内容の報告書が、この懇談会の方でとりまとめられております。一方、自民党は先週の20日に報告書を取りまとめましたが、それを含めた与党内の議論と、総務省の懇談会の議論の双方を踏まえた形で、同じく20日に政府・与党合意がとりまとめられたというのが今日の状況であります。

今週の26日の経済財政諮問会議に提出されました「骨太方針」の素案を見ますと、政府・与党合意に基づき、通信・放送分野の改革を推進するとの一文が盛り込まれております。

お手元にお配りしております答申案は、前回、15日の推進会議に提出したものと同じであり、改めて御説明は申し上げませんが、ここに書かれている当会議のそもそもの主張と「骨太方針」に盛り込まれて閣議決定を得るであろう政府・与党間の合意事項との関係を整理することが、今後必要だと考えております。

政府・与党合意は、NHK問題、放送関連、融合関連、通信関連より成っており、このうち、特にNHK及び通信、特にNTT関連につきましては、当会議と見解を同じくする部分と、必ずしもそうではない部分がございます。これをきちっと整理した上で、中間答申の案文に反映しなければと考えております。

おおよその修正案は、作成してありますが、「骨太方針」の最終決着が来月にずれ込むと聞いております。案文を更に詰めまして、正式な決着を見据えながら、所管省庁との案文協議に備えていきたいと現段階では考えています。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、教育です。草刈総括主査、お願いいたします。

草刈総括主査 教育関係ですけれども、前回申し上げたところと全く大きな進展はありません。

今日、お配りしたものは6月23日、先週の金曜日に文科省に投げてはあります。昨日、

答えが返ってくるようになっていたのが、まだ返っていないということなのですが、それよりも、現実を申し上げますと、最終的な決着が文科大臣と中馬大臣との間のところまで上がってしまっているものですから、我々は応援団でわあわあ言う程度なのですが、文科大臣がドイツのワールドカップとか何かの出張に行ってしまうと、今日帰ってこられるということなので、本格的な動きになるのは今日からだと考えています。

いずれにしても、骨太の中でどういうふうな形になるかということも踏まえて、本格的な交渉をするのは来週からになるだろうと思っております。スケジュールは、さっき鈴木議長代理がおっしゃったような形で併せてやっていきますが、今のところは残念ながら、この前の会議以降、大きな進展はないということで御報告とさせていただきます。中身も全く変わっていません。

以上でございます。

宮内議長 保育につきまして、八代総括主査お願いいたします。

八代総括主査 今日は白石委員が欠席なので、代わりに御報告いたします。

保育についても、前回から基本的に変わっておりません。まだ厚生労働省と交渉中でございます。

ただ、政府においては、御承知のように、少子化対策をとりまとめ中ではありますが、この中身を見ますと、どちらかといいますと、やはり財政支援が中心で、限られた財源の中でどこまでできるのかということでございますが、それに対してこういう規制改革といいますか、保育サービスを質的・量的に充実させるために何ができるかという視点は、残念ながら、余りないようでございますので、是非、それに盛り込むべく、こちらとしても努力したいと思っております。

問題意識等も、最後ですから、かなり書き込んでおりますけれども、やはりポイントとなる直接契約・直接補助をどこまで前進できるかということで、今、鋭意、努力しております。

以上でございます。

宮内議長 外国人につきまして、安居委員お願いいたします。

安居委員 私の方も、前回以降は会議という形になっておりませんで、今、事務局同士でいろんな折衝をしております。

もう一つは、今年に入っているような形でチームとか会議ができて、基本的に、例えば犯罪対策閣僚会議の下のチームとか、法務副大臣や厚生労働副大臣を中心にされたチームですとか、あるいは安倍官房長官の下にできているチームとかというような形で、いろんなディスカッションがされています。

主に、1つは犯罪に絡んで外国人の在留管理をどうするかという問題で、これは大分前から動きつつございます。

もう一つは、そういう在留管理のチェックを前提にして、入れ方について考えるという問題でございますが、これはなかなか難しい問題だとは思いますが、いろんな会議でそう

いうディスカッションが、行われ、やや、私どもに近い方向にちょっとずつ動いているのかなという若干の希望的観測を持っています。これは、年末ぐらいまでにそういう動きができたらと思って、ここでは、問題意識の方に書くことにしています。

具体的な話としては、前回、御説明したと思いますが、ここの社会福祉士とか、介護福祉士を何とかしようと思ったんですけども、第1回はうまくいっていませんでした。それで、この13日にもう一遍、厚労省の方に来ていただいて討論をしようと思っておりまして、できたら新聞にでも書いていただくといいと思っております。

もう一つは、いわゆる企業内転勤の問題ですが、これも、今、法務省、外務省とやっておりますが、やや手続といえますか、時期なども入れて、どこまでどうするかが結構ややこしい話でございまして、もう少し、事務局を中心に範囲とか、時期とか、そういうものを含めてまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、基本ルールです。鈴木議長代理と黒川委員、お願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、私から3つのテーマについて御説明して、あと、黒川委員から補足をしていただきたいと思っております。

まず「(1)一定期間経過後の規制の見直し基準の策定」ですが、現在、規制を含む法律の新設にあたっては、一定期間経過後の見直し条項を盛り込んでいるということは、先般来、申し上げていたところです。

これに対して、これを既存の法律に拡大する、つまり、既存の法律には見直し条項があるものないものといろいろですから、それを原則として既存の法律のすべてに拡大するように、法律見直し時に措置する。これが、今度の目新しいところですが、合わせて、政省令や通知・通達に対しても定期的に見直しを行うということを導入しようというのが基本的な考えです。

各府省には、今年度中に所管の各法律について、初回見直しの年度と周期を設定して、それを一覧表にしてホームページで公表することとして、来年度以降、各府省において見直しの周期にのっとり、必要な見直しを行ってもらうということにしております。

この見直しの基準につきましては、前々回の推進会議において案文の御了解をいただいて、先行的に各省庁と調整してまいりました。今回お配りした案文は、各省庁との調整が完了しているものです。

また、後ほど事務局から御説明があるかもしれませんが、「骨太方針」の中にも、答申のコアになる部分についてはこの問題が盛り込まれる予定となっております。

今後の問題ですが、昨年末の第2次答申で決めました通知や通達の見直し基準と、今回の一般的な規制の見直し基準について、各省庁ごとに通知・通達類の分類作業や、法令の見直し年度等の一覧の作成を、早期に各省庁と相談しながら、そういう作業に着手していきたいと考えております。

いずれにしても、今回は見直しの枠組みを決定したわけです。この仕組みを実効性のあるものにするためには、当会議と総務省など関係省庁がどのような運用をしていくかにかかっており、見直しのチェックや評価の方法等を含めて、更に年末に向けて検討を進めていきたいと考えております。

これが一定期間経過後の規制の見直し基準についての進行状況で、その作業は終わりましたということをお知らせいたします。

次は「(2) 国と地方の規制合理化」です。国の過剰関与の撤廃については、個別の問題について各省庁からヒアリングを行ってまいりました。

問題意識としては、自治事務については法令により必置規制・処理基準・整理基準が義務づけられているものについては、不必要に地方の自主性とか自立性を阻害しているものがあり、政省令等による規制は必要最小限にして、特に必要な場合には、その理由を明らかにするということが基本であります。

技術的助言に従わないと不利益をこうむる、または地方分権一括法以前の通達が整理されずに温存されているものがありますが、これらについては昨年末にとりまとめた通知・通達等の見直し基準に従って、適切な整理を行うべきであることなどが重要であると思っております。

地方ごとに異なる規制の合理化につきましても、数項目のヒアリングを行いましたけれども、各種手続の様式等が各自治体で独自に定められておいて、広域的な事業活動に問題を生じておるということが「あじさい」や「もみじ」の要望として出ていたわけです。これについても、後ほど事務局から説明があると思いますが、国・地方を通じた規制の合理化の問題として、今後も検討を進めるという内容が「骨太方針」に盛り込まれる予定であります。

これらの問題に関する具体的施策としては、国の過剰関与の撤廃に関しては、例えば、職業能力開発校の設置の問題とか、土地利用計画の策定・変更に関する問題とか、そういう点。それから、地方ごとに異なる規制の合理化に関しては、地方公金納入書の様式の統一の問題などについて見直しの方向性をとりまとめて、各省と折衝を行っているところであります。

お配りしました案文では、ほとんどの項目について調整は終了しております、残りの部分についてもできるだけ早く合意をすべく、進めてまいりたいと思っております。

「(3) 資格制度の見直し」につきましては、今回は特に公認会計士、税理士等の事務系の主な業務独占資格を取り上げて、各省庁、関係団体からヒアリングを行ってまいりました。

問題意識としては、3点ほどあります。1つは、建築士や公認会計士等において信頼を裏切る事件が続発しており、単純に資格者の倫理観・責任感だけでは法秩序を維持できない状況が生じていること。

2番目は、社会の変化・複雑化もあって、資格者が資格を取得した当時の知識や技術だ

けでは解決できない問題も発生しているということ。

3番目は、これらの士業においては、資格者団体に加入しなければ業務を行うことができないということになっておりますが、これは私が常々申しているのですが、他の資格との業務乗り入れ等を阻害するとともに、その資格者団体が一つのグループを作って、グループ間の垣根が高くなっているという問題が指摘されると思います。

具体的施策としては、まず資格制度全般について、懲戒の基準を明確にするとともに、厳格に処分を行い、公表することが必要であると考えております。

また、個別資格としては、公認会計士、建築士、医師、税理士の4資格について取り上げております。

具体的には、公認会計士については、継続的な研修や資格更新制度についての検討、監査法人に関する諸制度の見直し、監督に関連する諸情報の開示などを提言する予定で考えております。

建築士につきましては、質の維持・向上に向けた情報開示。各分野の能力が社会的に認知されるような、民間による認証の仕組みの検討。

医師については、問題医師についての再教育の徹底。知識・技能等、資質向上をサポートするための取組みだとか、あるいは既にかなりの熟度を持っておりますが、専門医制度を含めた制度の在り方の改善等々がテーマとなっております。

税理士につきましては、税務官公署職員には23年経つと、税理士試験とは別途なテストによって税理士としての資格を取得することができるという制度が長らく続いているわけですが、そのような一種の特権的な資格付与制度が果たしてよいのでしょうか、いつまで続けるのでしょうか、というところに問題点があるかと思えます。

現在、これは折衝中として、先週も行いましたが、本日、お示ししました案文のままでは各項目は合意には至っておりませんが、しかし、相当度に煮詰めることができまして、残存している問題はそれほど多くはない。しかし、大事な問題も残存しておるということをお願いして、なるべく早期に調整を完了するように考えている次第です。

3つの制度については、以上であります。黒川先生、補足を申し上げます。

黒川委員 鈴木議長代理が説明していたとおりですが、国と地方の規制の合理化のところで、前回申し上げましたように、国には国の固有の役割があって、なおかつ、地域に過剰な関与をしないというところの文章のやり取りについては、ここの基本ルールの13ページにあるような形で、一応、皆さんに合意をしていただくという形になっておりますということ。

併せて、地方交付税のことについて言及したいという気持ちを載せているのですけれども、これについては、うわさによると総務省サイドからは温かい目では見られていないという認識を得ています。

それから、必置規制について、できるだけ外したいという気持ちの事例の一つが職業能力開発校のことなのですが、この職業能力開発校については、近年、制度の見直しがされ

たばかりなのだそうで、あちらはそう簡単に、この必置規制を外すという言葉について、簡単にわかりましたとは言ってくださらずに、交渉がまだ中途半端で、あちらからお答えが返ってきていないそうなんです。

一応、基本ルールの15ページでは、都道府県に設置が義務付けられているが、地域の実情に応じた対応が必要との意見もあるので検討してくださいという文章と、都道府県サイドでは、国の側は職員からのアンケートによると、何も問題はないという答えが返ってくる。

でも、我々の側は、都道府県のトップの、政治に近い方からお話を聞くと、影響を受けているという答えが返ってきています。ここの認識が余りにもギャップがあるので、地方公共団体の判断に応じて、当該業務の民間開放を推進するように、国の側から都道府県に対して、もっと民間活力は活用できるんだ、今の状況でもできるんだということを周知徹底してくださいという文章を加えていて、お答え待ちの状態になっていると聞いています。

宮内議長 ありがとうございます。非常に簡潔にすべての分野につきまして、現状の御報告がございました。

それでは、案文の内容につきまして、審議をさせていただければと思います。自由に意見交換をお願い申し上げます。

(中馬大臣入室)

宮内議長 それでは、審議に入ります前に、ちょうど中馬大臣においでいただきましたので、ここで議事を一旦中断いたしまして、早速でございますけれども、一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。

中馬大臣 皆様方の御協力で、今回、一つの行政改革推進法として、また、まとめの方も大体目途がついてまいりまして、いよいよそうしたものをまとめて、毎年出しております「骨太方針」が、6月末と言いましたが、少し遅れて、7月7日になると思いますが、そういうことにつきまして、こうした先生方のおまとめに心から感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、今、一生懸命やっておりますのが、総理までも、それは特区でやったらいいではないかと言われました、教育委員会の必置義務を外すことに取り組んでいるんですが、文科省が大変な抵抗でございまして、特区でもだめだと言うんです。教育の中立性を理由として挙げているのですが、何か事を進めるときにチェックする方が、ちゃんと議会もあれば、やはり一番身近なことは市民が見ているわけですから、そう極端なことができるはずもないし、どうしても、それが心配なのであれば、これとこれの項目は、教育委員会はなくしたけれども、文科省の方に報告するとか、条件を付けてもいいから、今、非常に物事の制約になっている教育委員会の必置義務を外すことを、まずは特区としてもやろうではないかと言うんですが、頑としてだめだと言うんです。

総理が、今、外遊でございまして、帰ってこられて、それをどう判断されるか。是非、最終的に何とかと思っています。

それと同様に、大きな歴史の歯車と私は言うておりますが、行政改革推進法で大きく歯車が回りだしたのですが、法律に定められた事項を実行に移す段階になりますと、政策金融にしましても、あるいは公務員の純減の問題といった問題もそれぞれ、かなり壁にぶつかりながら、これは実行していったこそ、初めて大きな歴史の歯車が回るものだとしております。

そういう意味におきまして、先生方のもう一段のお力添えと、大きな御協力をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

宮内議長 ありがとうございます。今、大臣がおっしゃいましたように、規制改革は引き続き改革の重要な柱だと思っておりますし、また、現在の経済情勢も、この不良債権処理を始めとする構造改革で大きな役割を果たしたという考えも正しいのではないかと思います。中でも規制改革は「官から民へ」のスローガンの下、前身の総合規制改革会議や当会議が中心となって、利用者・消費者たる「国民」の視点に立って、その選択肢を広げる取組みを進めるなど、常に構造改革の柱の一つとして大きく貢献してきたのではないかと考えております。

しかし、依然といたしまして、まだ非効率なサービスとか、国民負担の重い部分も残っております。これらの分野につきましても、利用者・消費者たる「国民」の視点に立ちまして、大臣、副大臣、大臣政務官のお力もお借りしながら、引き続き強力に取り組んでいくというのが我々の会議の目的ではないかと考えております。そういう意味で、大臣がおっしゃられましたように、引き続き、委員の皆様方の奮闘をお願い申し上げたいということをつけ加えさせていただきます。

それでは、先ほど現状の報告をいただきました。それにつきまして、意見交換を始めさせていただきますと思います。どうぞ、御質問・御意見、いずれでも結構でございます。

どうぞ。

安念専門委員 全体の位置づけでございますが、前にも話題となったと思うのですが、この答申の具体的な施策については、年末答申のように、最大限尊重する旨の閣議決定の対象となるのか、ならないのかについては決まっているのでしょうか。

もし、閣議決定の対象にならないのであれば、例の問題意識と施策を分けることなく、言わば思いのたけを書きたいだけ書かせていただくというやり方もあるうかと思うのですが、その点についてはどういうふうにやっていくのでございましょうか。

宮内議長 どうぞ。

田中室長 前回にもお話ししたとおり、夏における主要な政策に対する閣議決定は「骨太方針」としてなされます。それ以外の閣議決定をすることは、行政的には困難であると考えております。

安念専門委員 わかりました。

宮内議長 思いのたけを書くということも重要でございますけれども、やはり、幾つかの点で前へ進んだ、合意した部分がございます。その点につきましては、きっちり合意し

たことを書き込んでいただく。その他、思いのたけといいますか、問題意識という部分につきましては延長線の部分だと思えますけれども、それはやはり必要なことをきっちり書き込んでいただくということによろしいのではないかと思います。皆様の御意見はいかがでしょうか。

安念専門委員　そういうのはよくわかりました。ありがとうございます。

草刈総括主査　今の関連ですが、この前も伺いましたけれども、要するに、骨太は閣議決定ですから、閣議決定の一種ですね。それ以外のところは出ないというお話で、それはそれとして、骨太が少しずれたとかいろんなことがあると思うのですが、今、大体、どんな感じでこの会議の前半戦の一応のけじめをつけるのかという辺りのスケジューリングといたしますか、作業を、どこまで、どういうふうにやっていくかという手順もありますし、その辺の感じを井上さんからでも教えていただければと思います。

井上参事官　まず、骨太との関係では、前回は申し上げましたけれども、今月中が実質的に調整の期限ということで申し上げまして、そこは今の時点でも変わっておりませんで、来週中に「骨太方針」を決定する方向で、そうしますと、実際には党のプロセスなどを考えますと、来週の冒頭、月曜日か火曜日ぐらいまでに、実質的にはそこまでに合意が得られているものしか入らないというのが実情でございます。

先ほど、鈴木議長代理からもお話がございましたけれども、この会議と各省との調整状況を受けて、例えば規制の見直し基準については、現時点の骨太の案文に入っていたり、あるいは国と地方を通じた規制の合理化について抜本的な見直しを行うというようなものも、今の時点での案文に入っております。

また、外国人のところで申し上げますと、去年の骨太では在留外国人をチェックする仕組みを検討するというところまででございましたけれども、今の時点の案文では「骨太方針」の中には在留管理の強化を図るという、骨太自身はやや抽象的な書きぶりでございますけれども、骨太の中で、別途つくっております経済成長戦略大綱に基づいて政府全体で共有してやっていくという文章を受けて、経済成長戦略大綱の中では実効性ある在留管理システムの構築に取り組むということで、構築するんだというニュアンスで一步前進していたりというような形で入れられるものは入ってきているということでございます。

更に、年末の答申に向けてといいますか、各省とできるだけコンセンサスをつくっていくということで、こちらの会議の答申の案文ということで申し上げますと、これは最終的には7月下旬ぐらいに答申をとりまとめていただければと考えてございます。

その意味は「骨太方針」の仕上がりを見た上で、なお、そこに入っていないもので、各省と合意形成を図れるものはないか、あるいは図れないとしたときに、会議の問題意識という形で書いて、また年末まで引き続きやっていくということで、ある程度、今の時点で政府全体として確定したところはどこまでかという仕上がりを見ませんと、まだ合意できていないけれども、会議として仕掛りの検討課題が明らかにならないということで、骨太の策定後も引き続き各省と調整を行う、調整に必要な時間を考えますと、7月の下旬に答

申をとりまとめていただくということかと考えております。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 それについて質問したいのですが、さっき、私も言いましたが、一定期間経過後の見直し基準については骨太の中で、その骨子について触れるということなのですが、それでも我々の提言自体はボリュームが結構多くて、骨子だけではなくて、その他の細目を書いているのですが、これについては骨太で骨子を決めたということによって、ここの時点において閣議決定を受けたという前提で、しかも各省との合意は取れているわけですから、それについての細目の議論は即座に入っていく。つまり、手順としては、もうネクストステップに入っていってもよいと理解してよろしいですね。

要するに、それは12月までは、そのままにしておいてください、それからにしてくださいという意味ではなくて、秋の議論では、前提は決まったということで、ネクストステップ、つまり例えば、実際にどういう通知・通達が拘束力を持つものであり、これは持たないものである等の仕分けだとか、あるいは年数を入れることについて、どういう年数を入れるのかという、個別の実施面に入っていく。それに対して、各省は当然合意しているのだから、拘束されて、しかも、基本方針は骨太で認めているのだからと、そう理解してよろしいかという問題です。

宮内議長 どうぞ。

田中室長 基本的に、それで結構だと思います。各省と合意した内容が、すべて骨太に抽象されているのだということの厳密な理解があるかという点については異議があるかと思えますけれども、既に当方の案ベースで各省と合意された事項は、そのステータスが閣議決定であるか否かにかかわらず合意されたものでありますから、次のステップに入って当然であると考えます。

鈴木議長代理 わかりました。

草刈総括主査 1つ変な質問ですけれども、骨太と言っているんですけども、骨太は毎年ありますね。それで、去年の骨太に書いてあるものがあって、それは今年の骨太をもって消えてしまうわけですか。そんなことはないんでしょう。

田中室長 それはありません。新しい決定がなされない限りは、そういうことでございます。

草刈総括主査 だから、その言質といいますか、人質として取ってもいいということですね。

田中室長 したがって、我々が、今、骨太で努めておりますのは、先ほど井上が申しましたように、外国人であれば、去年はここまでを書いた。それに関して、どこまで上書きで先に進めるかを交渉しておるということでございますから、昨年のもものがほごになるわけではございません。

宮内議長 あとは、ございませんでしょうか。

本日、御報告いただいた分野以外も含めまして御議論いただいても結構だと思います。

どうぞ、八代総括主査。

八代総括主査 「市場化テストWG」の御報告でありまして、過去数回行いまして、一番新しいのは27日にやりましたが、実は、先ほども大臣からお話がありましたように、公共サービス改革法が事務局の甚大な御努力の結果、無事、国会を通過いたしました。それに伴い、監理委員会が7月7日に発足予定で、既にメンバーは公表されております。

そういう形で、今「市場化テスト」の事務局のメンバーの方は、これは最終決定ではありませんが、事実上7月7日をもって監理委員会の事務局の方に移られるということで「市場化テストWG」自体が、この規制改革会議で新たなものをつくらない限りはほぼ自然解消してしまうということになります。そこで、最後のワーキンググループで、今、お配りしているような中身を、これは必ずしも、この文章で議論したわけではなく、私が口頭で説明したわけですが、こういうステートメントを出すべきではないかという、一応の合意が取られたと思っております。

趣旨を御説明いたしますと、1つは、この重要な監理委員会ができ「市場化テスト」の枠組みができたわけですから、言わばその魂を入れるといえますが、既に決まった対象事業の早期実施は当然のことながら、速やかに新たなたまを選定するという点について、内閣府及び各省庁が支援すべきである。これは当たり前のことです。

同時に、監理委員会が速やかに推進できるように、推進体制の整備として必要な予算を政府として確保してほしい。これも当然のことだと思います。

3番目に、当会議と、新しくできました監理委員会との連携を強化すべきであるということを行っているわけでありまして。

これは、どういうことかと申しますと、この「市場化テスト」というのは規制改革・民間開放推進会議の後の部分であります官業民間開放の重要な一手段であるわけですし、しかも、関連する規制改革と密接な関係があります。これは御承知のように「市場化テスト」をやる場合や民間が参入できないような規制があった場合は、規制改革が不可分になるわけです。

他方で、当会議も、あるいは前身の総合規制改革会議についても、そこで進めてきた規制改革が、結果的には官業の民間開放に結び付いた例は幾つもあるわけです。今、6月から施行されております駐車違反の取締業務の民間開放とか、あるいは官民合同刑務所なども長い間の規制改革会議と各省との議論の結果、生まれた官業の民間開放であるわけで、規制改革の方から進めるか、あるいは官業の民間開放の方から規制改革に行くかという、方向の違いはあっても、結果的にはかなり密接な関係を持っているものである。

勿論、機能が基本的に違うわけで、監理委員会は法律に基づく執行機能を持つ非常に強力な委員会でありまして、他方で、当会議は、あらゆる分野の審議とか勧告を行う機関であるということで、機能分担が違うわけではありますが、どちらにしても、ちょうど特区と、この推進会議が密接な協力で、これまでやってきたように、監理委員会と当会議との間も一層の連携を強化するというのが、官業の改革の推進に相乗効果を発揮させるのではな

いかということです。その意味で、当会議としても、この設置令に定められた責に基づいて、引き続き、官製市場の民間開放とか、規制改革の推進に関する政府全体のあらゆる取組みについて、監理委員会と密接な協力の上で調査・審議、提言等を積極的に行っていくということを、言わばコンセンサスを取ることが望ましいのではないかという意見が出たわけであります。

具体的に、どういう形でコンセンサスを取るかということなんですが、これもかつて特区ができたときに、この会議の前身の総合規制改革会議の答申の中で、この特区を大いに活用して、かつ、この会議と連携を取るべきであるということが答申の中にも書いてありますので、これと同じように、先ほども議論に出ました、1か月後に出ます中間答申の中に、何らかの形でこのような趣旨を盛り込みたいと考えているわけであります。もっとも、そういうことの是非も含めて、あるいはそんな当たり前のことをわざわざ書く必要もないという意見、あるいは当たり前だからこそ書かなければいけないんだというさまざまな意見があるかと思えますけれども、それについて、今日、御審議いただきたいと思えます。

ただ、現在の段階では、これはまだ、先方の監理委員会とも、全然ディスカッションをしておりませんので、できれば、この文書自体は答申と同じように非公表という形で、あくまで答申に盛り込むための材料という形で御審議いただければと考えているわけです。

これは「市場化テストWG」で、ある程度、総意といいますか、基本的なコンセンサスを得たもので、それを本会議に上げて議論していただきたいということでございます。

前置きが長くなりましたが、御審議をお願いできればと思えます。

宮内議長 ありがとうございます。

「市場化テスト」、それから、これから組織されようとしております官民競争入札等監理委員会に対して、当会議はどういうふうに対応するかということも含めまして、御議論いただければと思えます。

(山谷政務官入室)

八代総括主査 私の説明の仕方に関連しまして「市場化テストWG」の方はいかがでございますでしょうか。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 この前「市場化テストWG」で申し上げたのですが、やはり、今度できる監理委員会と、我々のこの会議の最終的な目的は同じでございますから、それをサポートしていくんだという意味でのメッセージはきちっと書くのが当たり前ではないかと思えます。

当たり前のことを書かなくてもいいんだと言ってしまえば、何も書かなくていいものがたくさん出てくるわけでございますから、やはり、我々のこの会議の意思として明快にメッセージを送るということは私は必要だと思っております、この前の会議のときも同じ趣旨を申し上げました。

宮内議長 どうぞ。

本田委員 私も、官民競争入札等監理委員会に対する会議の明確なサポートを打ち出す意味でも、ここはひとつ、明らかと言えば明らかなことではございますけれども、それをあえて言うということは意味があるのではないかと考えます。

宮内議長 どうぞ。

福井専門委員 私も、内容が誤っているとか、論理的な問題を含んでいる、あるいは法制的な問題を含んでいるということではなければ、今拝見した限りでも、当たり前の常識的なことが書いてあるわけでありまして、問題ないように思います。前半に議論した答申の案文とは異質なものだと思います。

答申の領域というのは、各省庁との合意や微妙な折衝を経て、これから固められるべきものですけれども、ここに書いてあることについて何らかの法的・論理的な対立的論点が存在するとも思われませんし、これを答申まで待つ必要があるのかどうか。むしろ、ここで決めて公表してはいかがかという気がいたします。

宮内議長 どうぞ。

田中室長 僭越ですが、事務局から意見を申し上げたいと思います。

先ほどの八代総括主査の説明では、これは、この場でこういう形で発表するものではなく、この意見を答申の中に盛り込んだらどうかという御指摘でしたが、今、ここで発表すべきだという御意見がありましたので、あえて意見を申し述べます。

事務局としては、本日付でこういう形で発表するというについては反対であり、慎重に検討していただきたいと考えております。

とりわけ、1．にありますように、別に法的な疑義があるかどうかはともかくとして、まだ発足していない監理委員会が、あるいはその部局が何をすべきかというところまでに踏み込んで言及している点に関しては、従来は、先ほど八代総括主査からもお話がありましたように、先方との議論を経た上で書くべき内容であろうと思っておりますし、とりわけ、3．以下の連携という話につきましては、ある意味で、こちらから一方的に言うのではなく、双方が連携ということについての意を了解した上で、何らかの形で対外的に発表すべきものと考えております。

中身が一つひとつ間違っているということではなく、これをどういう形で発表するかということで、外側からどのように理解されるかということについて慎重な御検討の上、お取扱いを願いたいと考えております。

福井専門委員 よくわからないのですが、それは発足した組織と案文協議をしなければ公表できないという意味ですか。

田中室長 協議ということではなくて、そういう合意に立った上のものを出す方が、より望ましいであろう。お互い、協力関係にあるんだということを明確化した上で、世に発表することの方がより望ましい在り方ではないかと申し上げているのでございます。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 ですから、法令協議が要るか要らないかということではなくて、仲よく

一緒にやっっていこうということでもありますから、向こうができてから一緒に、言わば相手の顔ができてからやりましょうという声明を出し、その声明を、1か月後の答申には十分間に合うわけですから、その方がはるかにインパクトが大きいのではないかと。

一方的に言って、向こうがどういう答えがあるかわからない段階だと、せっかくの連携強化の意味が失われてしまうのではないかという懸念です。それだけのことであるわけで、逆にできる前に発表しなければいけないというものなのかどうかという点について、これは是非、ほかの委員の方にも御議論をお願いしたいと思います。

宮内議長 どうぞ。

大橋専門委員 先般のワーキンググループで、私は、このステートメントの形態として、新たに発足する監理委員会と我々の会議との連名もあり得るのですかという期待は、やはり基本的には、案文協議などということは必要ないと思いますけれども、そういう意味では、監理委員会が発足した後にいろいろ打ち合わせをして、言わば両者の合意を得てこういう内容を発表した方がいいのだろうと思って、連名があるかどうかと聞いたわけでございます。

そういう意味と、内容を見ますと、今日段階で緊急にやるような必要性は必ずしもないような気がしますので、そういう観点から言うならば、来月に予定されている我々の中間答申の中にこれを盛り込む方に私は賛成でございます。

宮内議長 どうぞ。

河室長 先ほど、田中室長がおっしゃったのは、まさに規制改革会議の事務局としてのお考えだと思いますし、また、私も全く同意見でございます。

ただ「市場化テストWG」の事務局の立場から言わせていただきますと、こういうペーパーをまとめようということは、必ずしもワーキンググループの中での議論として正式な形では行われていなかったものでありますし、また、これは事務局が申し上げるべきことではないことを重々承知の上で申し上げますけれども、このようなペーパーにおける御相談は一切いただいておりませんので、事務局としての責任を果たすということを前提にするならば、もう少し丁寧な御議論をしていただきたいと思いますというわけでありまして。

八代総括主査 今の手続的な問題について、これは今すぐ発表するというわけではないわけで、まさにここで問題提起をしたわけで、これからじっくり、この案文についても、事務局も各委員も含めて検討したいということです。もし、河さんが言ったような手続的な問題であれば、これは決してそれをおろそかにしていないわけで、この会議の場でも、委員は自由にいろんなことを提言できるわけですから、こういう形で提言させていただいて、これからいろいろ、文章で問題があるところであれば御指摘いただくということです。

それから「市場化テストWG」で何が決まったかというのは、見方によっていろいろあるかと思いますが、私としては、必ずしも紙ベースではないですけれども、こういう趣旨のものを本会議で上げますということによろしいですかということは確認して、反対意見はなかったと理解しております。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 更に、しつこいようですけれども、ここで決めていただきたいのは、具体的な文章をどうするかということではなくて、こういう趣旨のものを、あくまでも中間答申に盛り込む。

その前段階としては、別に協議ということではなくて、監理委員会と十分なコンセンサスを得た上で、こういう趣旨のものを盛り込んだらどうかという、あくまでワーキンググループとしての提案でありまして、それについてコンセンサスだけ得ていただければ、文章については、またいろいろ協議して、中間答申の方に盛り込みたいと思いますが、その盛り込むことについて、今、決議をしていただきたいというだけでございます。

宮内議長 どうぞ、安居委員。

安居委員 内容的には、おっしゃるとおりでいいと思います。字句の問題は若干あるのかもしれませんが、むしろ、ここできちっと結論をお出しになった方がいいと思いますし、賛成です。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 いろいろ議論されましたから、細かいことは申しませんが、基本的には八代さんが御説明になった趣旨でおやりいただくのが一番よろしいのではないかと思い、賛成いたします。

宮内議長 ということは、このペーパーに書かれた趣旨を我々の中間答申の中に書いていくというお考えのようでございます。そういうことでよろしゅうございましょうか。

どうぞ、矢崎さん。

矢崎委員 今、事務局が言っているのは、この1、2、3の内容をもっと審議しろということを行っているのですか。例えば「3. 当会議と官民競争入札等監理委員会との連携強化」とありますね。それぞれの内容が問題なのか。

宮内議長 どうぞ。

田中室長 先ほども申しましたように、内容の一事について、先ほど八代総括主査も言われたように、文章的に精査すべき点はございますが、私が最も主張しておりますのは、これはやはり相手のある話でございますから、先ほど八代総括主査も言われたように、案文協議ではないにしたところで、相手とのコンセンサスを形成したものを載せる方がより望ましいであろうという、ねばならないということではないけれども、そちらの方が望ましいであろうという仕方を申しているのをごさいますして、勿論、中身の一つひとつについて、法的な問題とかそういうところは拝見したばかりなので、細かいところはまだわかりませんが、それよりは発表の仕方、あるいは取り上げ方について、相手のある話なので、相手の立場も考えた上でやるべきではないかということでございます。

福井専門委員 念のためですが、今ごらんになって、一見明白な誤りなり、妥当でない解釈というもので、もしお気づきの点があれば教えていただけますか。

田中室長 明確にはわかりません。ただ、例えば1.で、これは法的に問題だというの

ではなくて、遅くとも年内にはこういうことを行うべきである、何をすべきであるという点についてどこまで言うことが適切であるかについては、監理委員会とよく御相談をいただいた方がよろしいのではないかと思います。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 今、いろいろお話がありましたけれども、どこのタイミングで出すのが一番いいのかという議論が一つあります。

もう一つ、中身の話で、監理委員会とのすり合わせも必要だというような議論もありましたけれども、その辺のことは、最終的には、この会議の名前で出すわけですから、余りここで議論していてもしょうがないと思いますので、宮内議長に御一任するという形でやっていただければいいのではないかと思います。

ただ、文章については、やはり肝心なところが抜けてしまったりなどしているのでは、何をやっているのかわからないので、それはこの委員のコンセンサスは取っていただきたい。これだけお願いして、あとは、宮内議長に、御多忙中恐縮ですけれども、御一任するという事にさせていただければ、私としてはそれが一番いいかなと思っております。

宮内議長 そういうことで、引き取らせていただいてよろしゅうございましょうか。

私は、当会議が「市場化テスト」、いわゆる公共サービス改革法づくりに大変尽力し、また、尽力したからどうだということではなく、規制改革をこの法律でもって更に一段と進めてほしいという思いが非常に強いということは当然のことだと思います。

したがって、本当にその思いを実現してくれるのは、この監理委員会の委員の皆様なのでしょう。法律ができて、魂を入れるのは人間だと思いますので、この委員の皆様が私どもと同じ思いを持って仕事をしていただくということが一番重要なのではないかと思います。

そういう意味で、まだ発足はされておられませんけれども、いろんな機会でご々と、この監理委員会の皆様方と意思疎通を図るといような機会をつくりまして、私どものこれまでの考え方、それから、皆様方に期待する思いといようなものをすり合わせることが非常に重要ではなからうかという感じがしております。

そういう中で、このペーパーに関して、私は別に異議はございませんけれども、逆に発足前の監理委員会のメンバーの立場になってみますと、いきなりおれと仲よくしろと言われるよりも、意見交換のミーティングでもした後で、それでは、こういうペーパーに書かせてもらいます、よくわかりましたというふうな形になるような、実質的な連携を模索すべきではないかというような感じでいまの議論をお伺いしております、議論の中身で、こちらが正しい、こちらが間違っているというのは全然ないのではないかと思います。

実は、本日、監理委員会の非公式の会議がございまして、八代総括主査と私が出席させていただきまして、この規制改革・民間開放推進会議の思いについてはお話しさせていただきました。まだ監理委員会は発足していませんから、委員の皆様方がこれからどう動くかということとはわかりませんが、印象といたしましては、非常にポジティブな形で役割

を務めようとなさっておられる立派な委員の方々が就任されたと私は信じております。

そういう意味で、実質的な連携を模索するということが非常に重要ではないかと思ひますので、その点につきましても委員の皆様方の御協力をお願いできればと思ひます。

このペーパーの内容につきましては、ワーキンググループ等で是非御検討いただきたいと思ひますけれども、中間答申に我々の思いを書かせていただく。それを目途といたしまして、それまでに実質的な意見交換も考えていくということで、引き取らせていただくということではいかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮内議長 それでは、本件につきましては、そのようにさせていただきたいと思ひます。

その他、本日の議論にならなかった部分を含めまして、御議論がございましたら、まだ時間がかかりありますから、お願いいたします。

特にございませんでしたら、議論をとりまとめさせていただきたいと思ひます。

答申につきましては、次回は7月下旬を予定しております会議で決定したいと存じます。まずは、そのエッセンスが「骨太方針」に反映されますよう、各省との調整を加速させていただく。これは先ほどの話のとおり、日にちが余らないということではございませぬ。そして「骨太方針」に盛り込まれないものにつきましても、この7月末の会議で決定する答申におきまして、最大限の成果を上げるべく、これは当会議の宿命でございませぬけれども、最後の最後、文章の句読点1つで大分違うというようなこともございませぬので、引き続き御尽力を賜りたいと思ひます。

最終的な案文につきましては、いつものごとくでございませぬけれども、各責任担当委員と議長である私と相談して、決めさせていただくということで御了解をいただきたいと思ひます。また、その際でも、状況につきましては随時、事務局を通じまして委員・専門調査会の皆様方には詳細に御連絡申し上げるという前提で、最終的なところはお任せいただくということではよろしゅうございませぬでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮内議長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思ひます。

本日の議事は、これで終わりたいと思ひますが、次回会議の日時等、詳細につきましては、また事務局を通じまして御連絡申し上げます。

最後に、事務局から御連絡事項はございませぬか。

井上参事官 特にございませぬ。

宮内議長 「骨太方針」のことは、よろしいですか。

井上参事官 先ほど申し上げさせていただきました。

宮内議長 わかりました。

それでは、繰り返しになりますが、本日の案文につきましては非公表ということではございませぬ。それから、八代総括主査から出されました、このペーパーにつきましても非公表

ということで、取扱いにつきましては御注意を賜りたいと思います。これが出ますと、今後の作業に支障が生ずる場合がこれまでもございました。そういうことで、取扱いにつきましては御留意いただくようお願い申し上げたいと思います。

この会議の様につきましては、後ほど記者会見をさせていただくということになっております。

それでは、少し早うございますが、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。